



# 千葉労働運動

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番  
(公) 043 (222) 7207 番

97.8.21 No. 4646

## 新ガイドラインは、その② 「戦争マニュアル」だ!

# 安保をはみ出し 軍事協約 飛び越える

## 「戦争する」ことを決断した日本

「日米防衛協力の指針」(ガイドライン)の見直しとは、日本が実際に戦争を行なうための具体的な戦争計画である。日本はついに戦争を行なうことを決意し、その具体的準備に着手したのだ。新ガイドラインの前身はそのことをはっきりと示している。しかも、それを一片の「行政協定」で行おうとしている。本来、新安保条約として問題にすべきものが、国会批准を要しない「とりきめ」で押し進められようとしているのだ。こんなペテンを絶対に許してはならない。

### 戦争のできる国へ

ガイドラインは七五年アメリカのベトナム戦争敗北の衝撃の中から生まれた。日本は、アジアにおけるアメリカの敗北に驚愕し、有事の際の共同作戦についての協議・研究を行なうことを要請した。それまでアメリカの軍事力によりかかっていた片務的な日米安保関係に初めて軍事同盟の展開としての「魂」がふきこまれたのだ。

九一年の湾岸戦争、そして九三〜九四年の軍事力発動寸前までいった朝鮮危機など、軍事力で自らの利害を押し通そうとするアメリカの政策に日本は戦慄した。小沢の「普通の国」発言などが飛び出したのもこの頃である。日米対立が激化するなかで、アジア・太平洋での権益を



日本周辺有事での対米支援イメージ

守るためには、日本も軍事力を持たなければ生き残れない。こうした観点から日本は、積極的にアメリカの軍事政策にかなうようとしていく。

そして今、朝鮮半島への侵略戦争にむかって日米共同の詳細な作戦計画が取り結ばれようとしている。現行安保条約の枠を大きく超えて、日本は双務的な軍事同盟へと大きく踏み込んだ。これが新ガイドラインなのだ。

### 安保の枠を完全にはみだす 「周辺有事」とは

新たな指針の目的は「周辺事態」が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合、または両者が同時に生起する場合に日米共同作戦態勢を構築することだとしている。

「周辺事態」というが、そもそも安保条約では、その適用範囲は「日本国の施政の下にある領域」(第五条)に限定してお

### 【有事対処行動の範囲】

	日本有事	極東有事	日本周辺有事
安保条約	○	× 米軍の基地提供のみ	×
78年ガイドライン	○	○ 日米共同作戦を行う	×
新ガイドライン	○	○	○

安保で制限されている範囲が野放図に拡大されている!

### 戦争を軸にするべきが語られる

「極東における平和と安定の維持」(第六条)でも、米軍の駐留目的に限られている。その範囲を「周辺諸地域」までに拡大しているのだ。「日本周辺地域」というのはどこを指しているのだろうか。政府見解によれば「日本に重大な影響を及ぼしうる中東やマラッカ海峡、南沙諸島なども含まれる」というものであり、とんでもない安保のエスカレートなのだ。しかも、その「周辺地域」事態での共同作戦および「後方地域支援」を行なうとしている。民間の労働者を含めて動員されるという「後方支援」も、これは国内とは限らないということなのだ。

安保条約そのものには五条(

日本有事の共同対処条項)で「自国の憲法上の規定及び手続きに従って」という限定がついている。ガイドラインにはそのような限定を示す文章はいっさいない。あくまで「研究・協議」だからという名目であった。その上で、これまでのガイドラインには「前提条件」がつけられていた。それは、(1)事前協議に関する問題、憲法上の制約に関する問題、非核三原則は研究・協議の対象としない。(2)研究・協議の結論は、両国政府それぞれの判断にゆだねられ、立法、予算ないし行政上の措置を義務づけられるものではないというものである。

これはガイドラインを理由にして自衛隊軍部が軍事予算を拡大することを牽制する意味あ

しかし新ガイドラインでは、この前提条件を取り払うことが合意されている。いったんこの新ガイドラインが閣議で了承されれば、ただちに立法、予算、行政上の措置が義務づけられるものとなる。また、それは単に「防衛上の問題」だけではなく、戦争を軸に立法、予算、行政のすべてが考えられるものとなっていく。憲法をはじめ、これまでの戦後的な一切の「制限」「前提」が取り払われていくことにもなるのだ。新ガイドラインを絶対に阻止しよう! 九・二三集會に全力でたちあがろう!